

福生市、東村山市、羽村市
3市合同職員採用説明会を
開催します

【日時】 8月1日(金)午前10時～午後0時5分

【場所】 東京しごとセンター多摩(国分寺市南町3-22-10)

【対象】 次の①②に該当する方
①平成27年3月卒業見込みの方及び既卒者で応募要件に合致する方
②一般行政職・土木職・建築職などで受験希望の方
※各市で応募要件、募集職種は異なります。

【定員】 先着150人(事前予約制)
【申込み】 東京しごとセンター多摩へ直接または電話 ☎ 042・329・4510、☎ 551・1718

ホームページからお申し込みください。
川の志民館をご利用ください
川の志民館は、多摩川をフィールドとした環境学習の支援や河川に関する自然・歴史・文化情報の収集・発信の支援等を目的に運営されています。
【場所】 福生市南田園3-64-2(多摩川中央公園隣)
【開館時間】 毎週土・日曜日午前10時～午後4時(年末年始を除く) ※夏休み期間中は平日も開館します。ただし、福生七夕まつりなどで臨時休館する日もあります。
【問合せ】 環境課環境係 ☎ 551・1718

8月の無料相談

【問合せ】 秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529 ※土・日・祝日を除く

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	6日(木)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	7日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	12日(火)			
税務相談	28日(木)			
法律相談	2日(土)・13日(木)・20日(水)・27日(水)	午後1時30分～4時	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	21日(木)			
少年相談	15日(金)			
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎ 539・2555
消費者相談	毎週月・木曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699
心配ごと相談	毎月第二水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会・成年後見センター福生 ☎ 552・5027
事業資金相談	21日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【そのほかの相談】 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(☎ 551・1511 市役所代表)、心の相談、成年後見制度相談、苦情相談、権利擁護相談(☎ 552・5027 福祉センター)、教育相談(直通 ☎ 551・7700)
※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

地域の目で 子どもを見守りましょう

夏休み中は子どもだけで遊ぶことが多くなります。一人でいる子ども、遅くまで遊んでいる子どもがいたら、地域の目で見守りましょう。 ※不審な人物を発見したら、迷わず警察(☎ 110)へ。

【問合せ】 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

夏休み親子施設見学と さかな園ツアー参加者募集!

家庭から出されたごみが二ツ塚廃棄物広域処分場でどう処理・資源化されているかを見学し、受け入れている日の出町への理解を深めていただきます。この事業は、「三多摩は一つなり交流事業」の一環として開催するものです。
【日時】 8月13日(水)集合午前9時、解散午後2時を予定
【集合場所】 市役所北側(郵便局側)入口付近 ※見学先へは市のバスで

向かいます(解散場所も市役所です)。
【対象】 市内在住の小学生とその保護者
【定員】 先着30人
【参加費】 無料(昼食含む)
【内容】 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場見学と自然休養村さかな園で昼食(バーベキュー)
【申込み】 7月18日(金)～31日(木)午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日を除く)の間に市役所1階11番環境課ごみ対策係へ電話 ☎ 551・1731 または直接窓口へ。

平成 25 年度情報公開制度・ 個人情報保護制度運用状況

【情報公開制度】 情報公開制度とは、市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利を保障し、市民の皆さんからの請求に応じて市政に関する情報を市が公開する義務を負うことで、市民の皆さんが市政へ積極的な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進していくことを目的とした制度です。

この制度は、市が保有する情報が対象となり、公開を原則としますが、個人のプライバシーに関する情報など公開できないものもあります。

【市政情報の公開請求などの状況】 平成 25 年度の市政情報の公開請求などの状況は、表 1 のとおりです。

【情報公開審査会】 この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対する不服の申立てを審査し、情報公開制度の運営について審議します。平成 25 年度は 1 回開催されました。

【個人情報保護制度】 個人情報保護制度とは、自己の情報に限り、開示・訂正・利用停止を請求する権利を保障し、収集の制限、適正な管理、利用・提供の制限といった個人情報の扱いに関する一定のルールを定め、個人のプライバシーを保護する制度です。

【保有個人情報の開示請求などの状況】 平成 25 年度の個人情報の開示請求などの状況は、表 2 のとおりです。なお、訂正請求及び利用停止請求はありませんでした。

【保有個人情報取扱事務の届出状況】 実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)は、市民の個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、または廃止しようとするときは、市長に届け出て、これを公示することが義務付けられています。平成 25 年度の届出状況は、表 3 のとおりです。

【目的外利用と外部提供の届出状況】 市民の個人情報は、収集の目的の範囲内での利用を基本とするので、市の内部ではかの目的に利用(目的外利用)したり、市以外のものに提供(外部提供)することは、原則として禁止されています。

しかし、①法令などに定めがある場合②あらかじめ本人の同意を得ている場合③緊急かつやむを得ない理由がある場合④実施機関が事務を進めていくうえで公益上やむを得ないと認められる場合で個人情報保護審議会の同意を得たときのいずれかに該当する場合は、例外として目的外利用、外部提供ができます。平成 25 年度の目的外利用・外部提供の届出状況は表 3 のとおりです。

【個人情報保護審議会】 この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議し、自己情報の非開示・非訂正・非利用停止などの決定に対する不服の申立てを審査します。平成 25 年度は 3 回開催されました。

▼制度を利用するには

【請求方法】

〈市政情報の公開・自己情報の開示などの請求や相談〉 ⇒市役所第一棟 5 階「情報公開・個人情報保護コーナー(総務課)」にお越しください(電話などでは請求できません。請求書等は市ホームページからダウンロードすることができます)。

※市政情報の請求は、東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスを利用して行えます。

※自己情報の開示などの請求については、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)を、訂正の請求の場合は、訂正請求の内容が事実と合っていることを証明する書類も提示してください。

▼公開などの決定

〈市政情報の公開・自己情報の開示〉 ⇒請求があった日の翌日から 14 日以内に公開・開示するかどうかを決定し、お知らせします(公開・開示できない場合は、その理由をお知らせします)。

〈自己情報の訂正〉 ⇒必要な調査を行い、請求があった日の翌日から 30 日以内に訂正するかどうかを決定し、お知らせします(訂正しない場合は、その理由をお知らせします)。

▼公開などの方法

〈市政情報の公開・自己情報の開示〉 ⇒お知らせした日時に原本の閲覧または写しの交付により行います(公開・開示する情報によって、原本の写しを閲覧し

ていただく場合があります)。
※自己情報の開示に当たっては、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)が必要です。

▼費用

〈市政情報や自己情報の閲覧〉 ⇒無料

〈写しの交付や郵送〉 ⇒その作成などに係る費用
※住民票の写しの請求など、別に法令などで手続が定められているものは、この制度は適用されません。

詳細は市ホームページをご覧ください(制度の概要、運用状況、関係条文、請求書等を掲載しています)。

市役所 1 階の「情報スペース」では市政情報について自由に見ることができ、コピー(有料)もできますのでご利用ください。

【問合せ】 総務課法制係 ☎ 551・1536

表 1：市政情報の公開請求などの状況

区分	請求件数	決定内訳			不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開	
公開請求	19 (26)	12 (11)	7 (14)	0 (1)	0 (0)
任意的公開申出(※)	5 (2)	2 (2)	1 (0)	2 (0)	
合計	24 (28)	14 (13)	8 (14)	2 (1)	0 (0)

※任意的公開申出とは、市民の方など公開請求をすることができる方以外の方からの請求です。

表 2：個人情報の開示請求などの状況

請求件数	決定内訳			不服申立て
	全部開示	一部開示	非開示	
13 (6)	7 (3)	4 (3)	2 (0)	0 (0)

表 3：保有個人情報取扱事務、保有個人情報目的外利用及び保有個人情報外部提供の届出状況

実施機関	区分	保有個人情報取扱事務件数	保有個人情報目的外利用件数	保有個人情報外部提供件数
市長		356 (371)	161 (165)	47 (47)
教育委員会		102 (101)	11 (11)	7 (7)
選挙管理委員会		8 (8)	7 (7)	2 (2)
監査委員		2 (2)	2 (2)	0 (0)
農業委員会		1 (1)	1 (1)	0 (0)
固定資産評価審査委員会		1 (1)	0 (0)	0 (0)
議会		3 (3)	0 (0)	0 (0)
合計		473 (487)	182 (186)	56 (56)

表 1・2・3 とともに () 内は平成 24 年度の件数

【「安全安心まちづくり市民ひろば」次回の開催は】 犯罪のない、安全で安心なまちづくりを推進するため、話し合いや情報交換をしています。市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。【日時】 7月24日(木)午後7時～9時 【場所】 さくら会館 【問合せ】 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691